

## 福島県企業内保育所整備事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、福島県企業内保育所整備事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき、企業内保育所整備事業Ⅱ型(単独型)及び企業内保育所整備事業Ⅱ型(共同利用型)(以下「本事業」という。)の申請について必要な事項を定める。

(企業内保育所の要件等)

第2 本事業の対象となる企業内保育所は、以下のすべての条件を満たすものでなければならない。

1 0歳から小学校就学前までの従業員児童を対象としていること。地域児童を受け入れる場合は、定員の半数以下であること。

2 構造設備等について

(1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

ア 乳幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室及び便所があること。

イ 保育室の面積は、0から1歳児一人当たり1.65㎡以上、2歳児以上一人当たり1.98㎡以上であること。

ウ 乳児(概ね満1歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、乳児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

(2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第22条を参酌しつつ、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さを確保すること。

(3) 共通事項

ア 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。

イ 保育室を2階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。

(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

(イ) 二方向の避難路の確保や保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けるなど、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条第8項の基準に適合していること。

ウ 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。便所の数は概ね幼児20人につき1以上であること。

エ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

オ 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。

3 運営について

(1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

ア 保育従事者の数は、0歳児3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上、3歳児20人につき1人以上、4歳以上児30人につき1人以上であること。なお、保育従事者の3人につき1人（保育従事者が2人の施設にあつては1人）は保育士又は看護師の資格を有する者であること。また、常時、保育従事者が2人以上配置されていること。

イ 運営方法は、設置者による直営又は第三者への運営委託とすること。

(2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

4 その他

上記1から3に定めのない事項については、原則として福島県認可外保育施設指導監督実施要綱で定める「認可外保育所施設指導監督基準」に適合していること。

第3 本事業の対象となる企業内保育所は、以下の要件を考慮するものとする。

1 設置場所について

企業等の敷地内又は近接地など継続的利用が見込まれる場所であること。

2 保育時間について

保育時間は、利用する従業員の労働時間を考慮して設定するなど、利用しやすいものであること。

3 保育料について

利用者から保育料を徴収する場合は、地域の保育施設に比べ高額にならない等、適正な額であること。

(届出)

第4 本事業の対象となる企業内保育所については、市町村の事業所内保育所の認可を受ける場合を除き、設置後1か月以内に、企業内保育所の所在が中核市の場合は当該市長に、それ以外の場合は県知事に設置を届け出ること。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、その都度別途定める。

附 則

この要領は、平成30年4月17日から施行する。